

放課後児童クラブ入所までのながれ

入所申請受付

市による選考をします

- ・就労状況や世帯の状況により利用の必要性が高い順に入所決定します。
- ・提出された書類をもとに選考を行います。

入所決定通知書が届いた場合

- ・入所日前までにクラブで面談が必要です。
 - ・保護者様から入所するクラブへお電話をお願いします。お電話にて面談の日程調整を行います。
- ※年度途中に一度利用がある場合、面談が必要ない場合があります。クラブへ確認をお願いします。

入所不承諾通知書が届いた場合

- ・待機者として市で名簿管理します。
- ・選考の対象として取り扱います。再度申請は不要です。
- ・就労状況や世帯状況などが変更になる場合は選考に影響が出ます。必ず市へ連絡してください。

放課後児童クラブでの面談

- ・入所するお子様と保護者様でクラブの支援員と面談していただきます。
- ・入所決定通知に同封の「児童票」「緊急時連絡・引き渡しカード」を記載し、面談時にご提出ください。

入所可能になったら 市から電話があります

- ・退所者や辞退者により空きが発生した場合、待機者名簿上位の方から順に「放課後児童クラブ入所申請書(フォーム)」に記載の電話番号へ電話します。
- ・連絡がつかず、市発信の翌日 17 時までには折り返しのお電話がなかった場合、入所しないものと判断させていただきます。

入所、週3日(月12日)以上利用

★入所中に就労状況や世帯状況が変更になる場合は必ず市へご連絡ください★

定期的に入所要件に該当しているか確認させていただきます。要件に該当しない場合、退所になります。

月途中の入・退所でも負担金は日割りしません。

入所選考・待機・取り下げ

入所時期	選考結果発送時期(予定)
4月	2月中旬以降
上記以外	申請受付からおおむね3週間以内

※夏季休業(夏休み)のみの利用は、申請受付からおおむね6週間以内に結果発送予定です。

学年や就労時間、家庭状況などを元に選考し、利用の必要性が高いと判断された順に入所を案内しています。

待機になった場合、再度の入所申請は不要です。市で名簿管理し、入所可能になるまで選考を続けます。待機の順位についてはお答えできませんので、ご了承ください。

入所選考中・待機中に入所申請を取り下げる場合は、市へ電話連絡するか窓口に来庁してください(取り下げの手続きは[インターネット申請ではできません](#))。

入所前の面談・辞退

入所が決まったら、入所開始の前日までに放課後児童クラブで支援員との面談を済ませてください。面談の際には、記入済の「児童票」「緊急時連絡・引き渡しカード」を持参してください。

入所が決まったあとに辞退する場合は、すみやかに市へ電話連絡するか窓口に来庁してください(辞退の手続きは[インターネット申請ではできません](#))。

入所(待機)中の報告・届出

入所要件に変更がある場合は、すみやかに市へ報告してください。市へ報告せず必要な手続きをされなかった場合、虚偽の申告となります(虚偽の申告は退所の要件です)。

待機中に要件の変更がある場合も選考に影響しますので、すみやかに市へ報告してください。

報告が必要な内容	提出するもの
転職する	就労証明書(または退所届)
就労日数・時間が変わる	就労証明書(または退所届)
20歳～64歳の人と同世帯になる、結婚する	届出事項変更届と就労証明書(または退所届)
離婚する	届出事項変更届など
就学する	学生証とカリキュラム(または退所届)
病気・けがにより療養する	診断書 ※市が指定する様式
介(看)護する	介(看)護申立書と診断書 ※市が指定する様式
退職する	退所届 ※退所日は退職日
退職して求職活動する	退所届 ※退所日は退職日
妊娠した	母子手帳の出産予定日ページの写しなど
育児休業取得中は利用しない	退所届 ※退所日は最終利用予定日
週3日(月12日)以上利用しない	退所届 ※退所日は最終利用予定日
入所決定期間の途中で退所する	退所届 ※退所日は最終利用予定日
保護者負担金の減免対象・対象外になった	放課後児童クラブ負担金減免申請書など
保護者負担金を口座振替で支払う	放課後児童クラブ負担金口座振替依頼書

※詳しくは唐津市役所児童保育課(0955-53-8076)または各市民センターにお尋ねください。